

鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付要綱

平成27年 8月31日鏡石町要綱第27号

(趣旨)

第1条 東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を被った鏡石町産業が、地域を支える基幹産業として復興を遂げるためには、就業機会の創出と所得の確保が必要である。本事業においては、農業者等の6次化創業支援や、新商品の開発・販売などの支援を行い、もって本町地域産業の活性化に質することを目的とする。事業の実施にあたって、町長は、地域産業6次化の推進を図るため、農業者等と認める者（以下「補助事業者」という。）に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「農業者等」とは、農業者、商工業者若しくは団体等又は鏡石町産農産資源を活用した商品の提供を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることが出来る者は、鏡石町内に本拠を置く農業者等で、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。ただし、事業実施年度において1農業者等につき1申請とする。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (3) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う、又は行うおそれのある組織の構成員でないこと。
- (4) その他町長が不相当と認める者でないこと。

(補助対象事業及び経費)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表のとおりとする。ただし、他の補助金の交付を受けてないことを条件とする。

- 2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるもののうち、町長が必要かつ適正と認めるものとする。
- 3 当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう、以下同じ。）は含まないものとする。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助率は補助対象経費の4分の3以内とし、補助金の額は5万円以上50万円以内で予算の範囲内で交付するものとする。

(実施期間)

第6条 補助対象事業を実施する期間は、第8条の規定による決定を受けた日から当該年度3月20日までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる各号の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 鏡石町地域産業6次化支援事業実施計画書（第1号様式別添1）
- (2) 法人登記事項証明書（個人の場合は、住民票）
- (3) 納税証明書（滞納がないことを証明するもの）
- (4) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第1号様式別添2）
- (5) 事業費の積算内容が分かる書類（見積等）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

（交付決定）

第8条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該書類の申請及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項の規定により決定した補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（概算払）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により交付決定額の7割を上限として補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、鏡石町地域産業6次化支援事業概算払請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（申請内容の変更等）

第10条 補助事業の内容、補助事業等に要する経費の配分の変更（補助対象経費の20%以内の減額を除く。）又は補助金交付申請額の変更を伴う増額をしようとする場合においては、鏡石町地域産業6次化支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、承認を受けること。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、すみやかに町長の承認を受けること。

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに町長に報告してその指示を受けること。

4 町長は、前項の規定により補助金の交付の変更又は中止を決定したときは、鏡石町地域産業6次化支援事業交付決定変更（中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、鏡石町地域産業6次化支援事業補助金実績報告書（第1号様式）に次に掲げる各号の書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して15日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日までに、町長に報告しなければならない。

- (1) 鏡石町地域産業6次化支援事業実績報告書（第1号様式別添1）
- (2) 本事業に係る支払いを証する書類（領収書、明細書等）
- (3) 試作品、機器、パッケージ、商談会等への出展等、実績が確認できる写真
- (4) 財産管理台帳（第8号様式）

(5) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたり当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額を補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、鏡石町地域産業6次化支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、前条の通知があった場合には、鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付請求書（第7号様式）を速やかに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した交付金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。
- (3) 交付対象事業を実施しなかったとき。

(財産の処分制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加したその取得価格が50万円を超えるものを町長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を鏡石町に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者としての注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する取得財産等について、財産管理台帳（第8号様式）を備え管理し、第11条に定める報告書に添付しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第16条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年 8月31日から施行する。

別表（第4条関係）

事業名	1 鏡石町産農産物活用商品開発事業
事業内容	鏡石町産農産物を活用した新商品（※改良品も含む）を開発するための事業
補助対象 経費	(1)専門家等からの助言・指導等に要する「謝礼金 ^{※1} 」及び「旅費 ^{※2} 」等 (2)試作品に要する成分分析検査「手数料」、外注加工「委託料」、「原材料費」等 (3)パッケージ開発に要する「謝礼金 ^{※1} 」、「印刷製本費」、「委託料 ^{※1} 」、「原材料費」等 (4)新商品のために必要な機械・施設に要する「使用料及び賃借料」、「備品購入費」等 (5)商談会等への出展に要する「旅費」、「消耗品費」、「使用料」、「原材料費」等 (6)広告宣伝のために要する「委託料」、「広告料」、「消耗品費」、「印刷製本費」等 (7)その他事業に必要であると町長が認める費用
事業名	2 鏡石町産農産物販路開拓事業
事業内容	鏡石町産農産物（※上記開発事業による商品も含む）の販路開拓のための事業
補助対象 経費	(1)専門家等からの助言・指導等に要する「謝礼金 ^{※1} 」及び「旅費 ^{※2} 」等 (2)農産物の成分分析検査に要する「手数料」等 (3)パッケージ開発に要する「謝礼金 ^{※1} 」、「印刷製本費」、「委託料 ^{※1} 」、「原材料費」等 (4)販路開拓のために必要な機械に要する「使用料及び賃借料」、「備品購入費」等 (5)商談会等への出展に要する「旅費」、「消耗品費」、「使用料」、「原材料費」等 (6)広告宣伝のために要する「委託料」、「広告料」、「消耗品費」、「印刷製本費」等 (7)その他事業に必要であると町長が認める費用
事業名	3 機能性表示制度対応事業
事業内容	新しい機能性表示制度 ^{※3} に対応するための事業
補助対象 経費	(1)専門家等からの助言・指導等に要する「謝礼金 ^{※1} 」及び「旅費 ^{※2} 」等 (2)農産物の成分分析検査に要する「手数料」等 (3)パッケージ開発に要する「謝礼金 ^{※1} 」、「印刷製本費」、「委託料 ^{※1} 」、「原材料費」等 (4)広告宣伝のために要する「委託料」、「広告料」、「消耗品費」、「印刷製本費」等 (5)機能性表示のために必要な機械に要する「使用料及び賃借料」、「備品購入費」等 (6)その他事業に必要であると町長が認める費用

※1 補助事業者及びそれに属する構成員に対しては対象外とする。

※2 旅費についての交通手段は公共交通機関を利用するものに限る。また、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金及びタクシー代は対象外とする。

※3 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定される機能性表示食品制度のこと。

第1号様式（第7条関係）（第11条関係）

年 月 日

鏡石町長 様

申請者 所在地
 名 称
 代表者職氏名

⑨

電話番号 —

FAX 番号 —

鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付申請書（実績報告書）

年度において、下記のとおり事業を実施したい（した）ので、補助金を交付して下さるよう申請します。（その実績を報告します。）

記

事業名	<input type="checkbox"/> 1 鏡石町産農産物活用商品開発事業 <input type="checkbox"/> 2 鏡石町産農産物販路開拓事業 <input type="checkbox"/> 3 機能性表示制度対応事業			
事業の目的及び概要				
経費の配分と負担区分（※税抜）	総事業費 (A+B)	負担区分		(単位：円)
		補助金 (A)	その他 (B)	備考
	円	円	円	
事業の着手及び完了（予定） 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日			

添付書類

交付申請書

- (1) 鏡石町地域産業6次化支援事業実施計画書（第1号様式別添1）
 - (2) 法人登記事項証明書（個人の場合は、住民票）
 - (3) 納税証明書（滞納がないことを証明するもの）
 - (4) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第1号様式別添2）
 - (5) 事業費の積算内容が分かる書類（見積等）
 - (6) その他町長が必要と認める書類（※振込口座通帳の写し）
- （実績報告書）

- (1) 鏡石町地域産業6次化支援事業実績報告書（第1号様式別添1）
- (2) 本事業に係る支払いを証する書類（領収書、明細書等）
- (3) 試作品、機器、パッケージ、商談会等への出展等、実績が確認できる写真
- (4) 財産管理台帳（第8号様式）
- (5) その他町長が必要と認める書類

1 事業実施計画

<p>(1)活用する（した） 町内農産物</p>	
<p>(2)事業内容</p>	
<p>(3)事業実施計画 (実績)</p>	
<p>(4)新規性・独創性</p>	
<p>(5)事業の達成目標 (今後の事業展開)</p>	

2 経費内訳

(単位：円)

区分	費用内訳	積算内訳				補助対象 経費 (税抜)	備考
		単価 (税抜)	数量 人数	単位	回数		
	計						
	計						
	計						
経費の配分 と負担区分	総事業費						※ (A+B)
	補助金(要望)額						※ (A)
	その他						※ (B= (A+B) -A)

- ※1 「区分」には、別表(第4条関係)の「謝礼金」、「旅費」等を記載すること。
- ※2 「費用内訳」には、「専門家からの助言」、「成分分析検査」等、費用の内容を記載すること。
- ※3 「積算内訳」には、単価、数量、回数を記載し、単価には消費税及び地方消費税を含めないこと。
- ※4 「補助対象経費」には、消費税及び地方消費税を含めないこと。
- ※5 「補助金(要望)額」には、補助率(3/4)を乗じ、千円未満を切り捨て、5万円以上50万円以下であること。

第1号様式別添2

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

鏡石町長 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて鏡石町の信用を毀損し、または鏡石町の業務を妨害する行為

- 3 私は暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、鏡石町長から請求があり次第、ただちに補助金を返還します。

- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者氏名

又は個人事業主の氏名

⑩

鏡産第 号
年 月 日

様

鏡石町長 ⑩

鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった鏡石町地域産業6次化支援事業補助金の交付については、鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付要綱第8条の規定により決定したので、次のとおり通知します。

記

1 交付する事業名	<input type="checkbox"/> 1 鏡石町産農産物活用商品開発事業 <input type="checkbox"/> 2 鏡石町産農産物販路開拓事業 <input type="checkbox"/> 3 機能性表示制度対応事業
2 交付決定額	円

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容は、補助金交付申請書に記載されているものとする。
- (2) 補助事業の計画を変更又は中止するときは、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難な場合は、町長に対してその理由を速やかに報告し、指示を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を超えない日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- (5) 補助金の条件に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

鏡石町長 様

補助事業者 所在地

名 称

代表者職氏名

㊟

鏡石町地域産業6次化支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 鏡産第 号で交付決定のあった鏡石町地域産業6次化支援事業補助金について、金 , 円を概算払により交付して下さるよう請求します。

記

交付決定額		今回請求額 (B)	残額 (A-B)
事業費	補助金 (A)		
円	円	円	円

年 月 日

鏡石町長 様

補助事業者 所在地

名 称

代表者職氏名

㊟

鏡石町地域産業6次化支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

下記により、 年度事業の計画を変更（中止・廃止）したいので、鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により承認して下さるよう申請します。

記

1 交付決定 年月日	年 月 日 鏡産第 号	
2 変更の内容	(1) 変更後申請額	円
	(2) 変更前申請額	円
	(3) 増減額	円
	(4) 変更後の 実施計画	・別紙実施計画書による
	(5) 変更後の申請額 の内容	・別紙実施計画書による
3 変更（中止） の理由		

※（第1号様式別添1）鏡石地域産業6次化支援事業実施計画書を見え消して修正し添付すること。

第5号様式（第10条関係）

鏡産第 号

年 月 日

様

鏡石町長 ⑩

鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付決定変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった交付申請の内容の変更について、鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により変更（中止・廃止）承認したので、次のとおり通知します。

記

1 事業名	<input type="checkbox"/> 1 鏡石町産農産物活用商品開発事業 <input type="checkbox"/> 2 鏡石町産農産物販路開拓事業 <input type="checkbox"/> 3 機能性表示制度対応事業
2 変更後の 交付決定額	円
3 変更事項	

鏡産第 号
年 月 日

様

鏡石町長 ⑩

鏡石町地域産業6次化支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった鏡石町地域産業6次化支援事業補助金の交付については、次のとおり確定したので、鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額	円
2 事業名	<input type="checkbox"/> 1 鏡石町産農産物活用商品開発事業 <input type="checkbox"/> 2 鏡石町産農産物販路開拓事業 <input type="checkbox"/> 3 機能性表示制度対応事業
3 交付の条件	年 月 日付けによる補助金交付決定通知書に記載のとおり

備考

- (1) 鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合及び補助金の使途が適正でない場合は、この決定を取り消すとともに、町長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- (3) この事業について、町長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

鏡石町長 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者職氏名

㊞

鏡石町地域産業6次化支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 鏡産第 号で確定通知のあった鏡石町地域産業6次化支援事業補助金について、下記により交付して下さるよう請求します。

記

1 事業費								円
2 交付決定額 (A)								円
3 受領済額 (B)								円
4 今回請求額 (C)								円
5 残額 (A-B-C)								円
6 振込先口座	金融機関名							
	支店名・ 預金種別					支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
	口座番号 (右づめで記入)							
	(フリガナ) 口座名義人	()						

第8号様式（第15条関係）

財 産 管 理 台 帳

（補助事業者名）

事業実施年度	年度	鏡石町地域産業6次化支援事業補助金	事業名	<input type="checkbox"/> 1 鏡石町産農産物活用商品開発事業 <input type="checkbox"/> 2 鏡石町産農産物販路開拓事業 <input type="checkbox"/> 3 機能性表示制度対応事業						
				財産内容			経費配分（税抜）			処分制限期間
財産名称	設置個所	納品日	総事業費	補助金	その他	耐用 年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	摘要
			(A+B)	(A)	(B)					
		年 月 日					年 月 日	年 月 日		
		年 月 日					年 月 日	年 月 日		
		年 月 日					年 月 日	年 月 日		
		年 月 日					年 月 日	年 月 日		

- （注）
- 1 処分制限年月日の欄は、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。